

## 採血後の健康被害・事故に対する賠償・補償等に関する諸外国の制度比較について

	採血主体(他の採血主体が存在する場合はある。)	過失賠償	対象事象	給付	無過失補償	対象事象	給付	無過失補償主体	制度・法的位置づけ	財源	備考
フランス	フランス血液公社(EFS)	○	採血に伴う被害		○	採血に伴う被害		EFS	公衆衛生法	自主財源基金	国営採血事業における社会的責任
ドイツ	ドイツ赤十字他	○	採血に伴う被害	社会的復帰の全費用(治療費等)金銭的給付	○	採血に伴う被害	社会的復帰の全費用(治療費等)金銭的給付	ドイツ赤十字他	ドイツ社会法	?	公共の福祉の一環として、輸血による事故、供血者の移動等の経費も補償
英国	英国国営血液サービス(NBS)	公的賠償	採血に伴う被害		○	採血に伴う被害	見舞金、医療費(大抵は1000ポンド以下)	NBS	任意の救済	自主財源基金(製剤の売上げからプール)	自発的献血に対する補償
米国	米国赤十字	-	-	-	○	採血に伴う被害	医療費(最大1万ドル)、見舞金(裁判時)	米国赤十字	任意の救済	自主財源基金	
カナダ	国営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：各機関への聞き取りを基に作成したもの。